

日本林政ジャーナリストの会 会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は「日本林政ジャーナリストの会」と称し、主たる事務所を東京都に置く。
また、総会の議決を経て必要な地に支部を置くことができる。

(目的及び事業)

第2条 この会は会員相互の交流をはかりつつ、人間と自然のかかわりあいの面から森林のあり方を研究するとともに、今後の林政の進むべき方向を検討し、ジャーナリスト活動に反映させることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 内外の森林・林業・山村に関する調査、研究
- 2 機関誌の発行
- 3 森林・林業・山村に関する研究会・講習会の開催並びに現地見学会及び視察
- 4 必要と認められる提言
- 5 その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 この会は森林・林業・山村に関心を持つジャーナリストを中心に組織する。

第5条 この会の会員になるには、会員の推薦を受け、入会申し込み書を会に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

第6条 この会に賛助会員及び名誉会員を設けることができる。

賛助会員は、本会の趣旨に賛同する団体で幹事会が承認したものとする。

名誉会員は、長年にわたって会員であった者で幹事会が承認したものとする。

第7条 この会の会員は次の場合には会員の資格を失う。

- 1 本人から退会の申し出があった場合
- 2 会の趣旨に反する行為があり幹事会が退会を勧告した場合
- 3 1年以上会費を滞納した場合

(役員)

第8条 この会に幹事若干名及び会計監事を2名置く。

幹事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を事務局長、1名を会計幹事とする。

第9条 役員は会員のうちから総会で選任する。会長、副会長、事務局長、会計幹事は幹事会の互選で決める

第 10 条 会長はこの会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

事務局長は会の運営に関する事務を掌理する。

幹事は総会の議決に基づき会の業務を執行する。

第 11 条 役員の任期は 2 年とする、但し再任を妨げない。

役員は任期が満了した場合でも、後任が就任するまでその職務を行う。

第 12 条 この会に顧問若干名を置くことができる。顧問は幹事会の推薦により会長が委嘱する。

(総会)

第 13 条 この会の定期総会は、毎年 1 回開催する。臨時総会は幹事会が必要と認めたとき、又は会員の 3 分の 1 以上から開催の要求があったときに会長が招集する。

第 14 条 次の事項は総会の議決を経なければならない。

- 1 事業計画及び収支予算
- 2 事業報告及び収支決算
- 3 他団体への加入及び脱退
- 4 規約の改正
- 5 その他 幹事会が必要と認めた事項

第 15 条 幹事会は毎年 2 回以上会長が必要と認めたとき、または幹事 3 名以上、もしくは会計監事から請求があったときに開く。

第 16 条 幹事会の議事は出席幹事の 3 分の 2 以上の同意をもって決する。

(会計)

第 17 条 この会の経費は、会費および寄付などでまかなう。

- 1 個人年額 7 千円
- 2 団体年額 1 口 2 万円

第 18 条 この会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(その他)

第 19 条 この会の規約改正は、総会において出席会員の過半数の賛成を必要とする。

(昭和 54 年 2 月)